

令和8年5月24日執行 防府市長選挙

公費負担の手引

防府市選挙管理委員会

は し が き

この手引は、候補者選挙運動費用の一部を「公職選挙法」、「防府市議会議員及び防府市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」及び「防府市議会議員及び防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した業者等は、この手引の説明要領により、手続をしてください。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には、請求できませんので御留意ください。

令和8年4月

防府市選挙管理委員会

目 次

第1	公費負担の対象とその限度額	1
第2	選挙運動用葉書以外の公費負担の手続について	
1	契約の締結	2
2	契約締結の届出	3
3	確認申請	3
4	確認書と証明書の提出	4
5	契約業者等による請求書の提出	5
第3	選挙運動用葉書の公費負担の手続について	5
第4	公費負担の手続図	
1	選挙運動用自動車	
(1)	一般運送契約	6
(2)	その他の契約	
ア	自動車の借入れ契約	7
イ	燃料の供給に関する契約	8
ウ	運転手の雇用に関する契約	9
2	選挙運動用ポスターの作成契約	10
3	選挙運動用ビラの作成契約	11

第1 公費負担の対象とその限度額

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額
選挙運動用自動車の使用 ※選挙運動期間のみ公費負担対象	(1) 一般運送契約(ハイヤー、タクシーの借上げ) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	1日について64,500円 64,500円×7日=451,500円 (無投票の場合は、1日分64,500円)
	(2) その他の契約	
	ア 自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	1日について16,100円 16,100円×7日=112,700円 (無投票の場合は、1日分16,100円)
	イ 燃料の供給に関する契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日について7,700円 7,700円×7日=53,900円 (無投票の場合は、1日分7,700円)
	ウ 運転手の雇用に関する契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る。)	1日について12,500円 12,500円×7日=87,500円 (無投票の場合は、1日分12,500円)
	※契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限る。	
選挙運動用ポスター作成	選挙運動用ポスター作成の契約 当該契約者を通じて、作成単価(単価限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数以内の枚数)を乗じた金額 ※ポスター掲示場数 262箇所	単価限度額 1,794円 単価 586円88銭×262箇所+316,250円 ポスター掲示場 262箇所 1,794円×262箇所=470,028円
選挙運動用ビラ作成	選挙運動用ビラ作成の契約 当該契約者を通じて、作成単価(単価限度額以内)に作成枚数(16,000枚)を乗じた金額	単価限度額 8円38銭×16,000枚 =134,080円
その他	選挙運動用葉書	8,000枚

※消費税及び地方消費税を含む。

第2 選挙運動用葉書以外の公費負担の手続について

1 契約の締結

この制度の適用を受けようとする候補者は、適用を受けようとする事柄（自動車使用、ポスター作成及びビラ作成）に関し有償契約を締結しなければならない。

契約書はその有償契約ごと（内容及び相手方ごと）に作成し、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要。（契約書の様式に定めはないが、市選管が示した様式により契約を締結することが望ましい。）

(1) 自動車使用契約

「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択する。

① 「運送契約書」0号様式（その1）

一般乗用旅客自動車運送事業者等との運送契約で、ハイヤー等の一括の借上契約をいう。この場合、印紙税法別表第1第1号4の運送に関する契約書となり印紙が必要になるので注意する。

② 「その他の契約」

次の個々の契約をいう。この場合、契約の相手方が生計を一にする親族であるときは、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

ア 「自動車賃貸借契約書」0号様式（その2）

イ 「選挙運動用自動車燃料供給契約書」0号様式（その3）

ウ 「自動車運転契約書」0号様式（その4）

(2) 選挙運動用ポスター作成契約書 0号様式（その5）

ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結する。この場合、印紙税法別表第1第2号の請負に関する契約書となり印紙が必要になるので注意する。

(3) 選挙運動用ビラ作成契約書 0号様式（その6）

ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結する。この場合、印紙税法別表第1第2号の請負に関する契約書となり印紙が必要になるので注意する。

(4) 契約の時期

これらの契約は、立候補の準備行為として認められる（事前運動にはならない。）ので、告示日前に締結しても支障はない。

このため、契約書上の契約年月日は実際に契約を締結した年月日を記載する。

2 契約締結の届出

この制度の適用を受けようとする候補者が契約を締結した場合は、個々にその届出を市選挙管理委員会にしなければならない。

- (1) 選挙運動用自動車使用契約届出書 第1号様式 (その1)
- (2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書 第1号様式 (その2)
- (3) 選挙運動用ビラ作成契約届出書 第1号様式 (第1条関係)
- (4) 添付書類

各契約書の写し

選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの見本

- (5) 届出の時期

立候補の届出前に契約を締結した場合は、立候補届出時

立候補届出後に契約を締結した場合は、契約締結後、直ちに。

3 確認申請

「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象が、市選挙管理委員会が確認した金額又は枚数に限られるため、契約ごとに市選挙管理委員会の確認を受けなければならない。(契約締結の届出をしたものに限る。)

- (1) 自動車燃料代確認申請書 第2号様式 (その1)
- (2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 第2号様式 (その2)
- (3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 第2号様式 (第2条関係)
- (4) 確認申請書の提出方法

市選挙管理委員会の確認後、確認書が交付されるため、郵便等によることなく候補者または代理人が直接提出すること。

※ 事前審査

「有償契約締結の届出」と「確認申請」については、候補者届出書等と同様に事前審査を行う。詳細については、「立候補届出等の手引」3ページを参照。

4 確認書と証明書の提出

候補者は、選挙運動用の「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」について市選挙管理委員会から交付された確認書を契約の相手方に提出しなければならない。

また、候補者は、選挙運動用の自動車使用、ポスター作成、ビラ作成を公費負担により行おうとするとき、契約ごとに使用証明書又は作成証明書を作成し、契約の相手方に提出しなければならない。

自動車燃料については、燃料供給業者から給油の際に**給油伝票**を受領し、使用証明書に**給油伝票の写し**を添付しなければならない。

なお、防府市（市選挙管理委員会事務局）へ請求書を提出する際は、各種確認書及び証明書（燃料の請求の場合には、このほかに**給油伝票の写し**）を添付する必要があるので、契約の相手方にその旨を伝えること。

(1) 選挙運動用自動車使用契約の使用証明書

① 「一般運送契約」

選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 第4号様式（その1）

② 「その他の契約」

ア 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 第4号様式（その1）

イ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 第4号様式（その2）

ウ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 第4号様式（その3）

(2) 選挙運動用ポスター作成証明書 第5号様式

(3) 選挙運動用ビラ作成証明書 第4号様式（第4条関係）

5 契約業者等による請求書の提出

契約業者等は、選挙期日（投票日）後に、必要書類（次の表を参照）をそろえて、防府市（市選挙管理委員会事務局）に、6月8日（月）を目途に請求を行う。

請求項目	必要書類
一般運送契約	① 請求書（選挙運動用自動車の使用）第6号様式（その1） ② 請求内訳書 別紙（自動車）（その1） ③ 選挙運動用自動車使用証明書 第4号様式（その1）
自動車の借入れ契約	① 請求書（選挙運動用自動車の使用）第6号様式（その1） ② 請求内訳書 別紙（自動車の借入れ）（その2） ③ 選挙運動用自動車使用証明書 第4号様式（その1）
燃料の供給に関する契約	① 請求書（選挙運動用自動車の燃料）第6号様式（その1） ② 請求内訳書（燃料代）別紙（その3） ③ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）第4号様式（その2） ④ 給油伝票の写し ⑤ 確認書 市選管から候補者に交付
運転手の雇用に関する契約	① 請求書（選挙運動用自動車の運転手）第6号様式（その1） ② 請求内訳書 別紙（運転手の雇用）（その4） ③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）第4号様式（その3）
選挙運動用ポスター作成契約	① 請求書（選挙運動用ポスターの作成）第6号様式（その2） ② 請求内訳書 別紙（ポスター） ③ 選挙運動用ポスター作成証明書 第5号様式 ④ 確認書 市選管から候補者に交付
選挙運動用ビラ作成契約	① 請求書（選挙運動用ビラの作成）第5号様式（第5条関係） ② 請求内訳書 別紙（ビラ） ③ 選挙運動用ビラ作成証明書 第4号様式（第4条関係） ④ 確認書 市選管から候補者に交付

第3 選挙運動用葉書の公費負担の手続について

次のいずれかの方法を候補者において選択する。

1 選挙運動用葉書の交付を受ける。

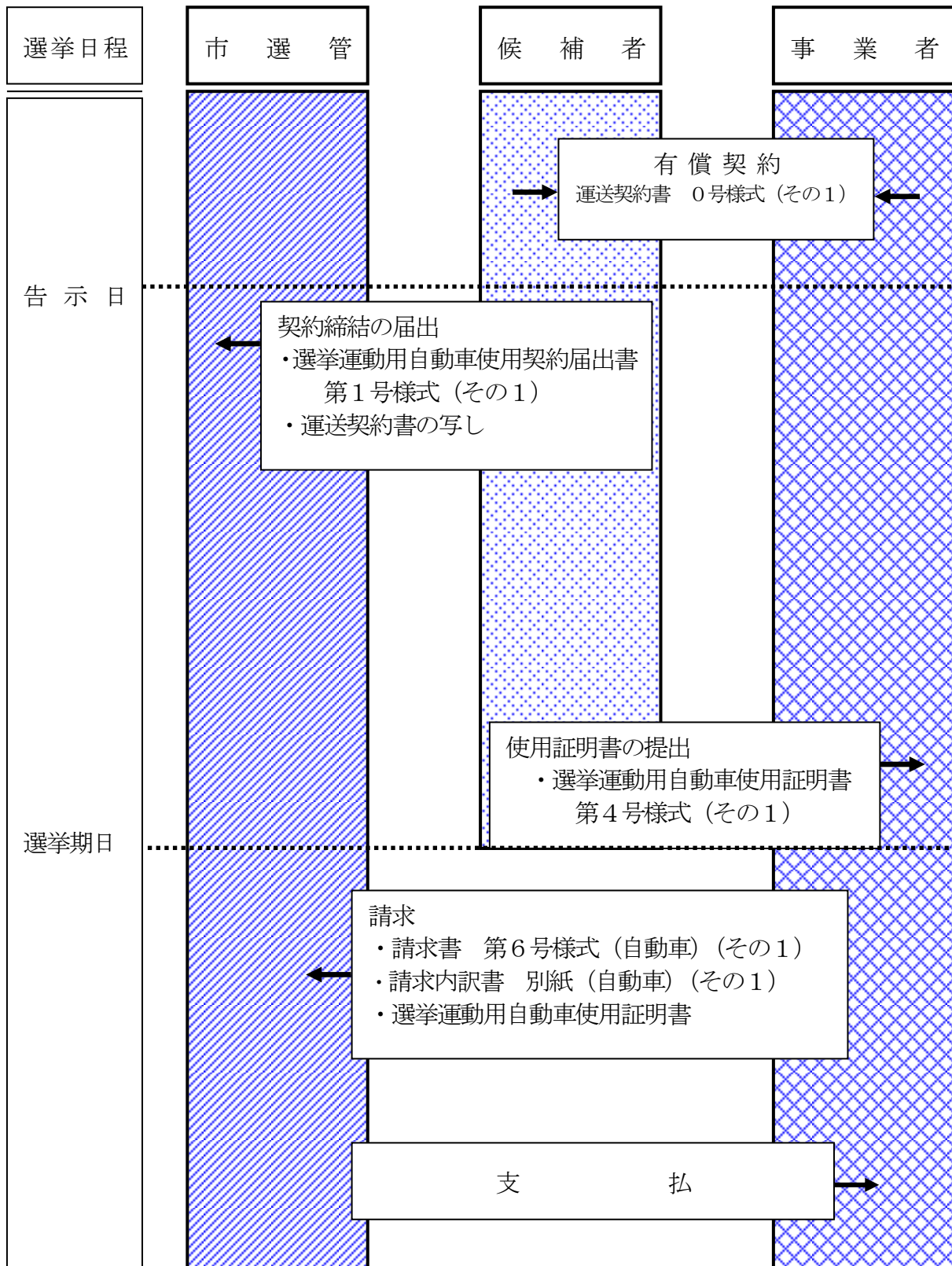
2 私製葉書を使用する。

※ 詳細については、日本郵便（株）からの資料等を参照のこと。

第4 公費負担の手続図

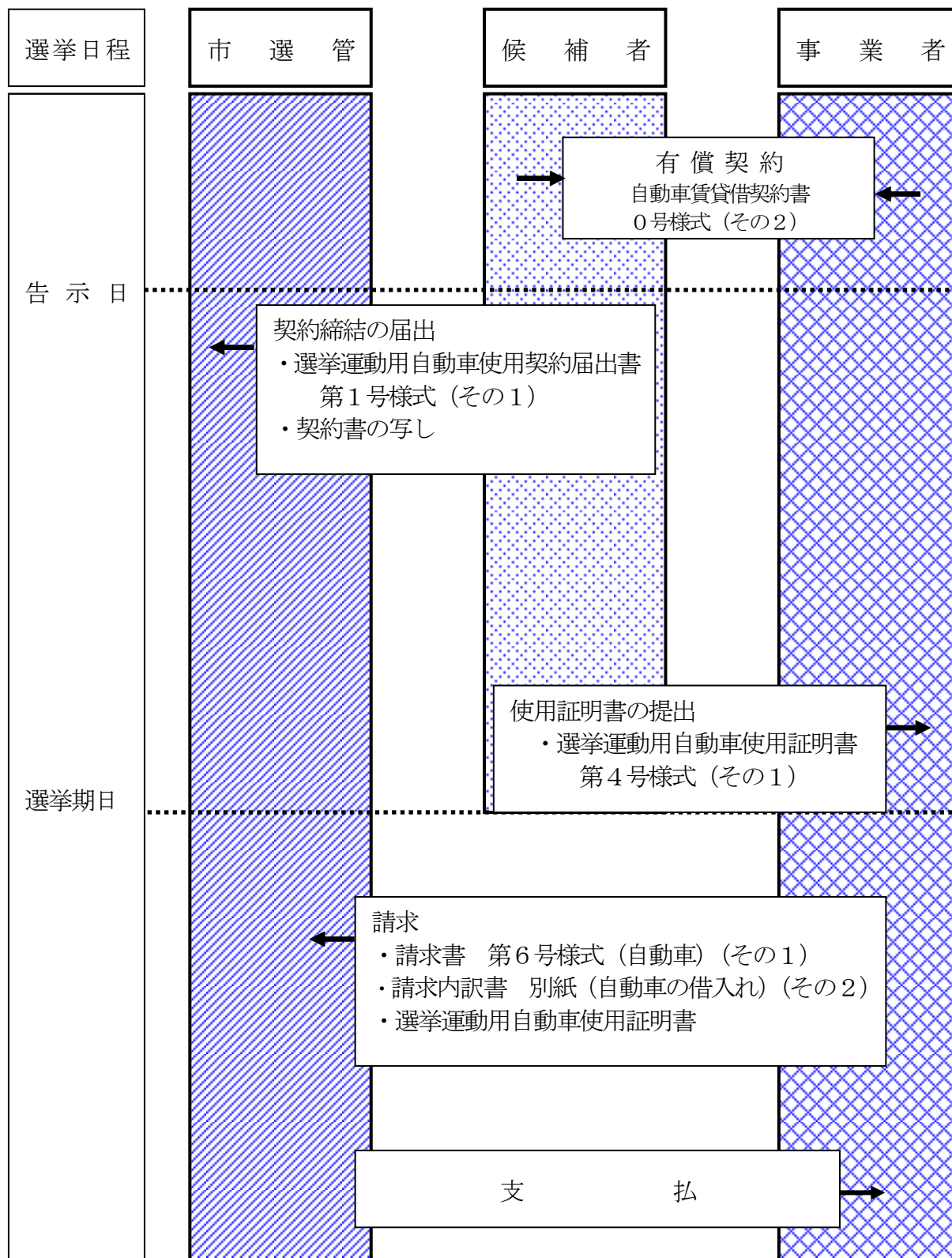
1 選挙運動用自動車

(1) 一般運送契約

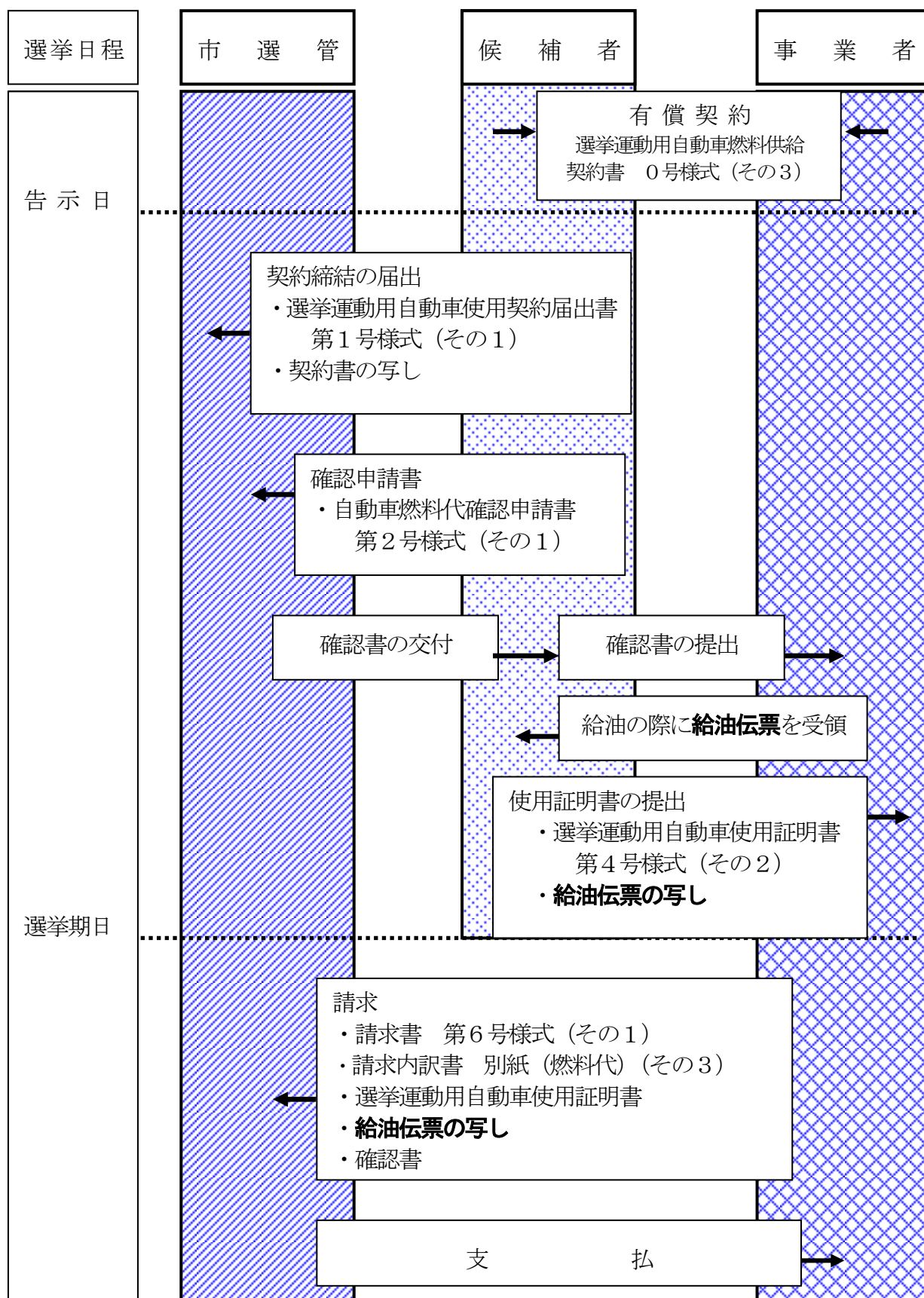


(2) その他の契約

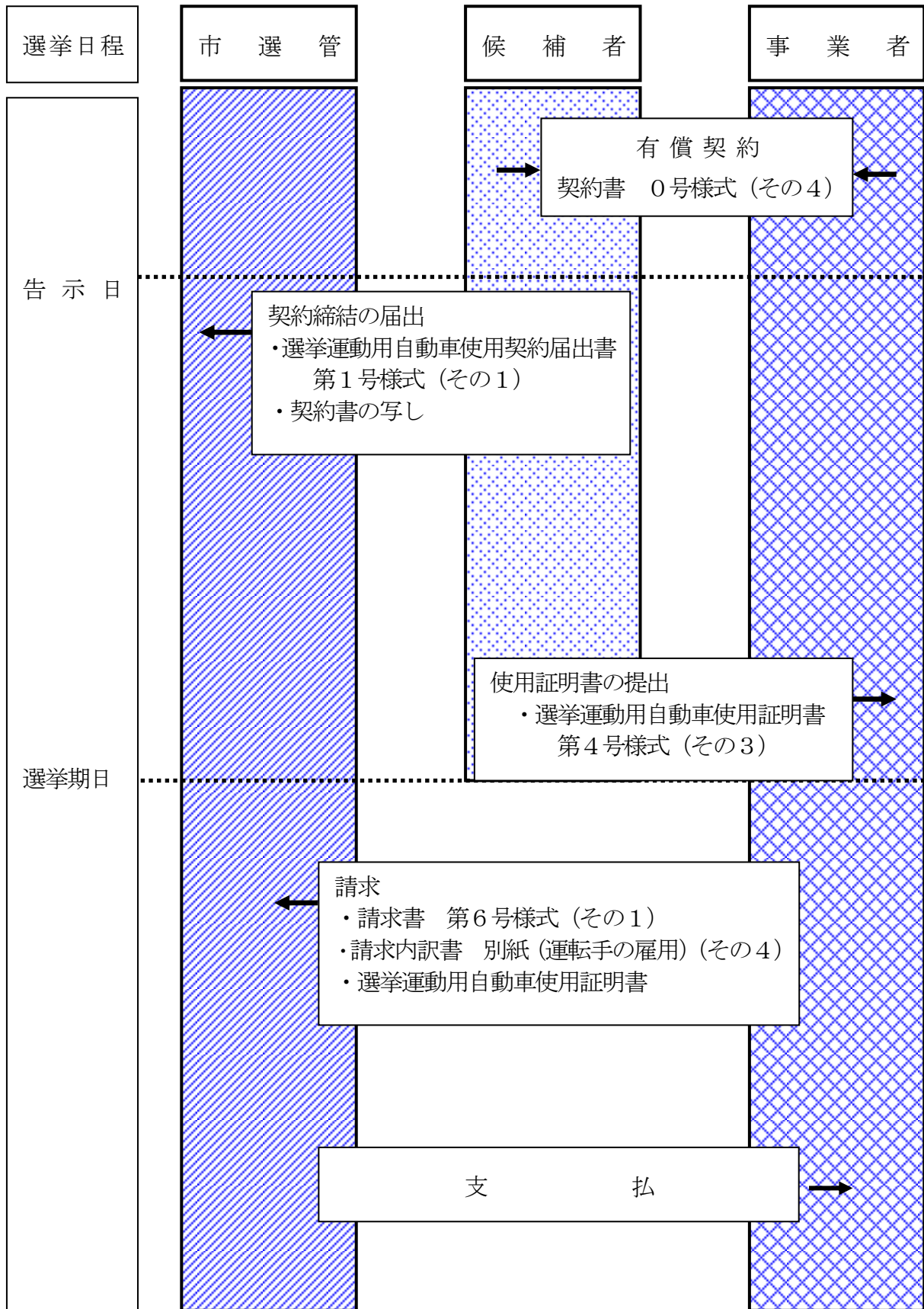
ア 自動車の借入れ契約



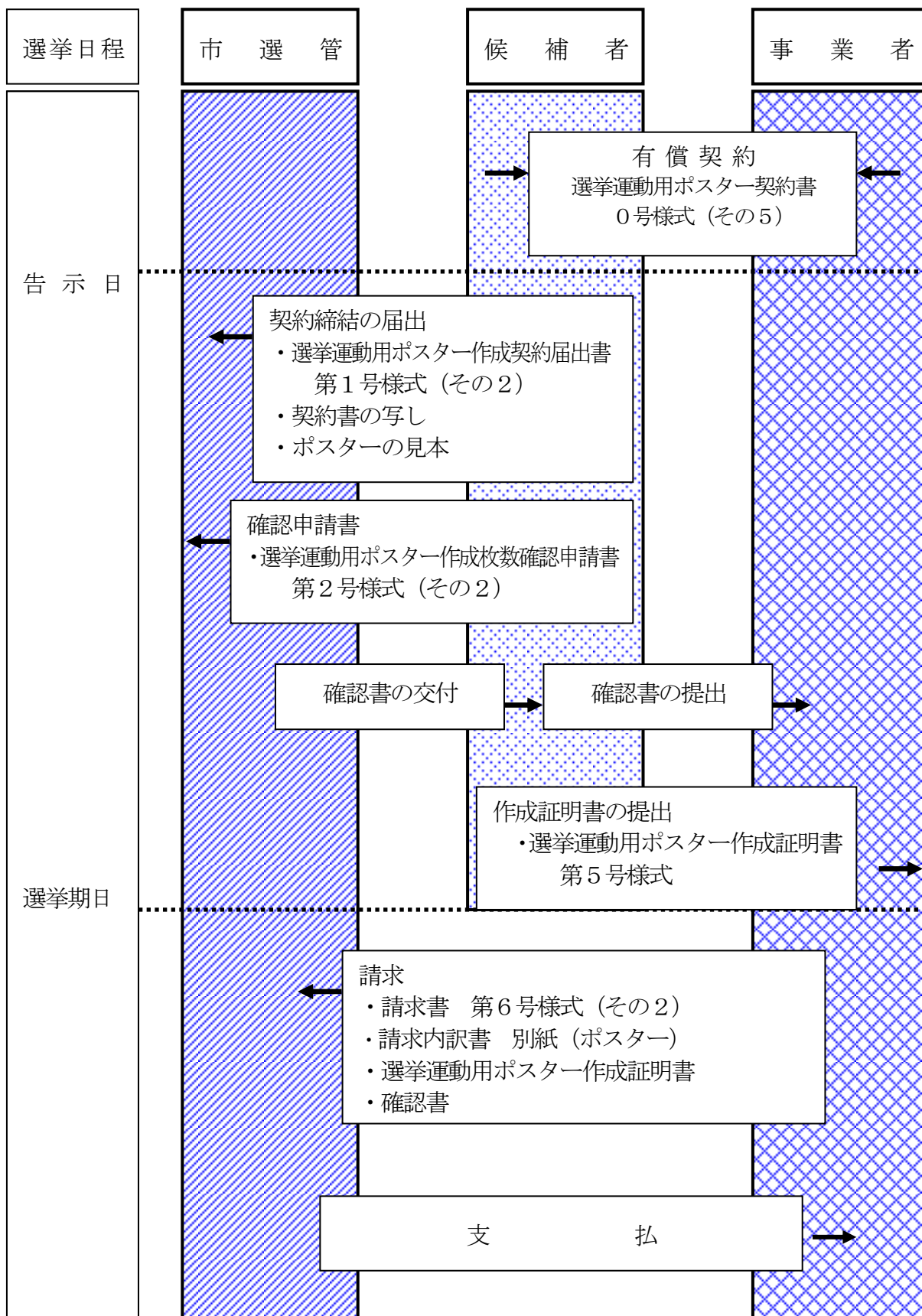
イ 燃料の供給に関する契約



ウ 運転手の雇用に関する契約



2 選挙運動用ポスターの作成契約



3 選挙運動用ビラの作成契約

